

矢ノ目田地内樹木伐採等業務 仕 様 書

I 総則

1. 目的

旧雇用促進住宅跡地から県道いわき石川線に至る町道 2075 線については、町道の南側に杉などの針葉高木樹が繁茂し日陰となることから、冬季間の凍結を誘発し通行の支障が指摘されてきました。

このような状況から、町道 2075 号線の南側の樹木を伐採することで、町道における冬季間の凍結防止と通年を通した日照を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

この仕様書は、石川町（以下「発注者」という。）が行う「矢ノ目田地内樹木伐採等業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

3. 業務区域及び履行期間

- (1) 業務区域 福島県石川郡石川町字矢ノ目田及び鹿ノ坂地内
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 準拠法令等

本業務はこの仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 民法
- (2) 地方自治法及び同施行令
- (3) 石川町財務規則及びその他関係諸規定
- (4) 個人情報保護に関する法律及び石川町個人情報保護条例
- (5) 森林法
- (6) 全国森林計画及び福島県地域森林計画（阿武隈川森林計画区）並びに石川町森林整備計画
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令
- (8) 道路法及び道路交通法並びに道路及び車両関連法令
- (9) その他関連法令、通達、指針等

5. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を速やかに発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務着手時
 - ① 着手届
- (2) 業務完了時
 - ① 完了届
 - ② 実施前・実施後写真
 - ③ 伐採樹木等処分状況報告書（様式 10）

Ⅱ 業務内容

別紙に示すAエリアからEエリアの樹木を伐採し、現場から搬出後、適正に処分を行う。

1. 対象地

エリア区分	所 在	面 積	地 目
Aエリア	字鹿ノ坂 362	729 m ²	雑種地
Bエリア	町道 1001 号線の一部	おおよそ 100 m ²	道
Cエリア	字鹿ノ坂 381-14	462 m ²	山林
	字鹿ノ坂 382-3	98 m ²	山林
Dエリア	字矢ノ目田 82-1	1283 m ²	山林
Eエリア	字矢ノ目田 39-1	2565 m ²	山林

2. 事前調整業務について

(1) 伐採エリアの確定

- ① 法務局における登記情報を取得し、伐採対象地及び隣接地の所有者情報を確認する。
- ② G P S等の測地機器を使用して町が了解を得た土地の境界を確定する。
- ③ 隣接地が町有地以外となる場合には、当該隣接地所有者へ伐採に関する説明を行う。

(2) 森林法及び森林計画に基づく伐採に関する届出を行う。

(3) 道路法に基づく交通規制について

- ① 業務実施に関して交通規制を行う場合、道路管理者及び警察署との協議を行う。
- ② 伐採樹木の搬出に使用する町道について道路管理者と事前に協議を行う。

3. 樹木の伐採等

(1) 伐採業務

各伐採エリアの地形や特徴及び樹種や樹勢等に応じた伐採方法を選択し、周辺住宅地や道路交通等に配慮しながら樹木の伐採を行う。

(2) 搬出及び処分

伐採した樹木は各エリアから搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係諸法令に従って適正に処分する。

(3) 伐採後の対応

伐採後は、各エリアの土地ごとに、福島県地域森林計画（阿武隈川森林計画区）及び石川町森林整備計画に従い植林等の必要な対応を行う。

4. 特記事項

- ・石川町字矢ノ目田 21-4 については駐車場として使用可能である。

Ⅲ 雑則

1. 損害発生 の 報告及び賠償

- (1) 本業務中に受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し担当者の指示に従うものとする。
- (2) 前項の損害に対する賠償責任は受注者が負うものとする。

2. 疑義

この仕様書及び準拠法令等に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。

〔別紙〕位置図

